

平成 20 年 3 月 7 日

各 位

会社名 株式会社東京スター銀行
代表者名 代表執行役頭取 CEO タッド・バッジ
(コード番号：8384 東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR チーム
TEL. 03-3586-3111 (代表)

主要株主の異動に関するお知らせ

当行は、ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー及びケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー（以下、総称して「公開買付者」といいます。）が平成 20 年 2 月 5 日より実施しておりました当行株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 20 年 3 月 6 日をもって終了し、その結果、公開買付者が、当行議決権の 98.31%に相当する株式を取得することになったことをご報告いたします。これに伴い、当行の主要株主について下記の通り異動が生じますのでお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

本日、公開買付者より公表された「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」によれば、本公開買付けの結果について当行普通株式 688,197 株の応募があり、新株予約権については本公開買付けに対する応募はないとのことでした。また、応募株式数が買付予定株式数（524,999 株）以上となったため本公開買付けは成立し、公開買付者が取得する予定の株式数の合計は 688,197 株（議決権総数に対する割合 98.31%）となります。各公開買付者が取得する予定の株式数の内訳は以下の通りです。

ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー	288,820 株
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー	171,329 株
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー	149,398 株
ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー	78,650 株

この結果、公開買付者はそれぞれ当行の議決権総数の 10%以上の議決権を所有することとなり、当行の主要株主に該当することとなります。 一方、エルエスエフティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ（保有議決権数 238,365 個 総議決権に対する割合 34.05%）及びエスエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ（保有議決権数 238,362 個 総議決権に対する割合 34.05%）はそれぞれ保有する当行株式のすべてを本公開買付けに応募したため、当行の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果の詳細につきましては、添付資料の公開買付者が本日付けで公表しております「株式会社東京スター銀行株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 主要株主となるものの概要

名称	(1) ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー (Cayman Strategic Partners, L.P.) (2) ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー (Japan Banking Investment Partners, L.P.) (3) トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー (Tokyo Capital Management Partners, L.P.) (4) ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー (Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.)
本店所在地	(1) 英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピーヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) (2) 英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピーヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) (3) 英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピーヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) (4) 英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピーヴィ

	イ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands)
ジェネラル・パートナー	(1) ジャパン・アイルランド・キャピタル・パートナーズ・リミテッド (Japan Ireland Capital Partners, Ltd.) (2) ケイマン・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・リミテッド (Cayman Capital Management Partners, Ltd.) (3) トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・リミテッド (Tokyo Capital Management Partners, Ltd.) (4) ジャパン・ブルー・オーシャン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド (Japan Blue Ocean Capital Partners, Ltd.)
リミテッド・パートナー	(1) ケイマン・ティーエスビー・キャピタル・パートナーズ・エルピー (Cayman TSB Capital Partners, L.P.) (2) ジェイビーアイ・パートナーズ・エルピー (JBI Partners, L.P.) (3) ジャパン・アイルランド・インベストメント・パートナーズ (Japan Ireland Investment Partners) ジャパン・アイルランド・コインベストメント・パートナーズ (Japan Ireland Co-Investment Partners) ジェイアイアイピー・トースト・コインベストメント・エー (JIIP Toast Co-Invest A) (4) TSB ホールディングス株式会社 TSB 投資組合 25 号
主な事業内容	(1) 当行に投資する事業を行うこと (2) 当行に投資する事業を行うこと (3) 当行に投資する事業を行うこと (4) 当行に投資する事業を行うこと

3. 主要株主でなくなるものの概要

名称	(1) エルエスエフ・ティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ (LSF-TS Holdings SCA) (2) エスエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ (LSF Tokyo Star Holdings SCA)
本店所在地	(1) ベルギー王国 1050 ブリュッセル、ブルーバード デ ラ プレイン 9 (2) ベルギー王国 1050 ブリュッセル、ブルーバード デ ラ プレイン 9

代表者氏名	(1) マイケル ディー トムソン(Michael D. Thomson) (2) マイケル ディー トムソン(Michael D. Thomson)
代表者役職	(1) スタチュートリ・マネージャーとしてのローン・スター・キャピタル・マネジメント・エスピーアールエル(Loan Star Capital Management SprL)のパーマネント リプレゼンタティブ (2) スタチュートリ・マネージャーとしてのローン・スター・キャピタル・マネジメント・エスピーアールエル(Loan Star Capital Management SprL)のパーマネント リプレゼンタティブ
事業内容	(1) 投資業 (2) 投資業

4. 異動前後における当該株主の議決権の数、所有株式数及び総株主の議決権の数に対する割合

【主要株主になるもの】

(1) ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	一個	一株	－%	—
異動後	288,820 個	288,820 株	41.26%	第 1 位

(2) ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	一個	一株	－%	—
異動後	171,329 個	171,329 株	24.48%	第 2 位

(3) トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	一個	一株	－%	—
異動後	149,398 個	149,398 株	21.34%	第 3 位

(4) ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	1 個	1 株	0.00%	—
異動後	78,651 個	78,651 株	11.24%	第 4 位

【主要株主でなくなるもの】

(1) エルエスエフティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	238,365 個	238,365 株	34.05%	第 1 位
異動後	一個	一株	－%	－

(2) エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ

	議決権の数	所有株式数	総株主の議決権の数 に対する所有割合	大株主順位
異動前	238,362 個	238,362 株	34.05%	第 2 位
異動後	一個	一株	－%	－

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する所有割合は、平成 19 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 700,000 株から議決権を有しない株式数 8 株を控除した総株主の議決権の数 699,992 個を基準として計算しております。

2. 所有割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入しております。

5. 異動予定年月日

平成 20 年 3 月 14 日 (本公開買付けの決済開始予定日)

6. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより当行の株式の全てを取得できなかったことから、以下の方法により、当行を 100%子会社化することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付け完了後に、当行の定款の一部を変更し、①当行を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当行の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、③当行の当該株式の全部取得と引換えに別個の普通株式を交付すること、及び④当該株式の 1 株に満たない端数しか受け取ることができない株主に対して、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭を交付することにより、合計して当行の発行済株式を 100%取得することを予定しております。

公開買付者は、以上の①ないし③を付議議案に含む株主総会の開催を当行に要請する予定です。公開買付者は、それぞれの独立した意思決定として、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手續が実行された場合には、当行の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当行に取得され、当行の株主には当該取得の対価として当行

の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われたい予定です。当行の株主でかかる株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。この点、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が時間の経過による価値の変動等の要因により、本公開買付けの買付価格と異なることが起こり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当行の株式の数は本日現在未定であります。公開買付者が合計して当行の発行済株式を100%取得するよう、公開買付者以外の当行株主であって、本公開買付けに応募されなかった当行株主に対し交付する当行の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される見込みです。普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、（1）少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うこと、及び、その価格の決定について、一定期間内に当行との間に協議が調わないときは、裁判所に対して価格の決定の申立てをすることが、それぞれできる旨が定められており、また、（2）同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。しかしながら、（1）の株式買取請求権は、会社法の条文上「株主」の権利とされているところ、全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当行の株主に対しては当行の株式の1株に満たない端数のみが交付される予定であることから、1株に満たない端数のみの交付を受ける者が当該株式買取請求権を行使し、会社法第117条に基づいて裁判所に価格決定の申立てを行ったとしても、当該申立て時点で1株に満たない端数しか保有していない者も「株主」としてかかる価格の決定の申立てが認められることになるか否かは、最終的には裁判所が判断することになるため、必ずしも明らかではありません。また、（2）の全部取得条項が付された株式の全部取得の決議が行われた場合における、取得価格の決定の申立てについては、上記の（1）のような問題はないものと考えておりますが、株主総会の日から20日以内に裁判所に対して申立てを行う等の会社法の定める要件を満たす必要があります。なお、これらの（1）又は（2）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、①当行を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②当行の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の全部取得と引換えに当行の別個の株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当行株主による当行株式保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開

買付者以外の当行の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。

新株予約権については、本公開買付けにより当行の新株予約権の全てを取得できなかったことから、公開買付者は、当行に対し、新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、当行は、かかる要請に応じて、新株予約権を消却するために必要な手続を行う予定です。

本定款の一部変更等の結果、当行の株式は、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、定時あるいは臨時株主総会及び当行普通株主による種類株主総会開催日の翌日から整理銘柄へ指定された後、上場廃止となる予定です。なお、本定款の一部変更等が行われなくとも、本公開買付けの結果、当行の流通株式の数は上場株券等の数の 5%未満となっているため、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当行の有価証券報告書提出日（又は有価証券報告書の提出期限）の翌日から整理銘柄へ指定された後、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当行の株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、当行の 100%子会社化に際しての金銭の受領及び当行の 100%子会社化に係る株式買取請求による買取りの各手続における税務上の取扱については、株主の皆様において税務の専門家にご確認下さい。

今後の具体的手続きについては決定次第、速やかに開示する予定です。

なお、主要株主の異動による現時点における業績への影響はありません。

（添付資料）「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 20 年 3 月 7 日

各 位

ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー
ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー

株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー及びケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー(以下総称して「公開買付者ら」といいます。)は、株式会社東京スター銀行(以下「対象者」といいます。)の株式及び新株予約権を取得するため、対象者の株券等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を平成 20 年 2 月 5 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 20 年 3 月 6 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要(平成 20 年 2 月 4 日公表)

(1) 公開買付者らの名称及び所在地

ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー

英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・ス・エスピー・ヴィ・リミテッド 気付

ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー

英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・ス・エスピー・ヴィ・リミテッド 気付

トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー

英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・ス・エスピー・ヴィ・リミテッド 気付

ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー

英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・ス・エスピー・ヴィ・リミテッド 気付

(2) 対象者の名称

株式会社東京スター銀行

(3) 買付等に係る株券等の種類

普通株式

新株予約権

平成 17 年 6 月 24 日開催の第 5 回定時株主総会及び同年 12 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 1 回新株予約権

(4) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
524,999 (株)	524,999 (株)	— (株)

- (注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(以下「買付予定数」といいます。524,999 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(524,999 株)以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注 2) 公開買付期間末日までに新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注 3) 株券等のうち新株予約権証券については、新株予約権の発行要項に基づき、新株予約権 1 個当たり 5 株として換算しています。
- (注 4) 対象者の第 7 期中半期報告書(提出日:平成 19 年 12 月 25 日)に記載された数値を基準とすると、本公開買付けにより公開買付者らが取得する株券等の数の最大の数値は、平成 19 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(700,000 株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.が現在保有する株式数(1 株)を控除し、新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(5,350 株)を加えた株式数(705,349 株)です。
- (注 5) 応募株券等のうち、Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.がその 11.43%を、Japan Banking Investment Partners, L.P.がその 24.90%を、Tokyo Capital Management Partners, L.P.がその 21.71%を、Cayman Strategic Partners, L.P.がその 41.97%を買付けます。但し、かかる割合で配分した結果生じる 1 株未満となる普通株式及び 1 個未満となる新株予約権については全て Cayman Strategic Partners, L.P.が買付けます。

(5) 買付け等の期間

平成 20 年 2 月 5 日(火曜日)から平成 20 年 3 月 6 日(木曜日)まで(22 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、360,000 円、新株予約権 1 個につき 1 円

2. 本公開買付けの結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	688,197 株	688,197 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—
合計	688,197 株	688,197 株

(2) 公開買付けの成否

応募株券等の総数が買付予定数(524,999 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
-------------------------------	-----	-----------------------------

買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	688,198 個	(買付け等後における株券等所有割合 98.31%)
対象者の総株主等の議決権の数	700,000 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第7期中半期報告書(提出日:平成19年12月25日)に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注2) 「買付け等を行った後における株券等所有割合」に関する公開買付者らの内訳は次のとおりです。

公開買付者らの名称	所有議決権数(所有割合)
ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー	78,651 個(11.24%)
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー	171,329 個(24.48%)
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー	149,398 個(21.34%)
ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー	288,820 個(41.26%)

(注3) 「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 248,265,420,000 円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成20年3月14日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

4. 公開買付け後の方針等

公開買付者らは、本公開買付けで対象者の株式及び新株予約権の全てを取得することはできませんでしたが、以下の方法により合計して対象者の発行済株式を100%取得することを目指しております。

具体的には、公開買付者らは、(1)対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)の規定する種類株式発行会社に変更すること、(2)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、(3)対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の普通株式を交付すること、及び(4)当該株式の1株に満たない端数しか受け取ることができない株主に対して、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭を交付することにより、合計して対象者の発行済株式を100%取得することを目指しております。

公開買付者らは、以上の(1)ないし(3)を付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者らは、それぞれの独立した意思決定として、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の株式が交付されることになりますが、当該株式の上場申請は行われない予定です。対象者の株主でかかる株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、会社法及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)に定める手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。この点、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が時間の経過による価値の変動等の要因により、本公開買付けの買付価格と異なることが起こり得ます。

公開買付者らは、対象者に対して、平成20年3月末日を基準日とする期末配当(以下「今次期末配当」といいます。)を実施しないように要請しております。これは、公開買付者らは、今次期末配当の見込み額も考慮したうえで、買付等の価格を算定しているところ、今次期末配当の支払いを行った場合には、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性がありますので、かかる経済的効果の差異を踏まえ、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間の格差の発生を防ぐために要請するものです。

なお、対象者は平成20年2月4日に、本公開買付けが成立した場合には、今次期末配当を実施しない旨を公表しております。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の数は本プレスリリースの日付現在未定であります。公開買付者らが合計して対象者の発行済株式を100%取得するよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される見込みです。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。しかしながら、(i)の株式買取請求権は、会社法の条文中「株主」の権利とされているところ、全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合、本公開買付けに応募されなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対しては対象者の株式の1株に満たない端数のみが交付される予定であることから、1株に満たない端数のみの交付を受ける者が当該株式買取請求権を行使し、会社法第117条に基づいて裁判所に価格決定の申立てを行ったとしても、当該申立て時点で1株に満たない端数しか保有していない者も「株主」としてかかる価格決定の申立てが認められることになるか否かは、最終的には裁判所が判断することになるため、必ずしも明らかではありません。また、(ii)の全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合における、取得価格決定の申立てについては、上記の(i)のような問題はないものと考えておりますが、株主総会の日から20日以内に裁判所に対して申立てを行う等の会社法の定める要件を満たす必要があります。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にてご確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、(1)対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、(2)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、(3)当該株式の全部取得と引換えに対象者の別個の株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者らの株式所有割合及び公開買付者ら以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者ら以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。

新株予約権については、公開買付者らは、対象者に対し、新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

公開買付者らは本公開買付け及びその後に予定される一定の手続の結果として、公開買付者らが合計で対象者の発行済株式の100%を取得することを目指しておりますので、公開買付者らが一定割合以上の株式を取得した場合には、対象者は東京証券取引所の有価証券上場規程所定の基準に従い所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、対象者が、上記の手続に従い、東京証券取引所に上場されて

いる対象者の株式の全部を取得する場合にも上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は東京証券取引所において取引できなくなり、これを将来売却することが難しくなります。

なお、このプレスリリースは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記全株取得にかかる記述は、法制度上の要請により可能性を付するものであり、必ず実施されるものでもありません。上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

＜ご注意事項＞

- * このプレスリリースは、公開買付者らによる対象者に対する本公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- * このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- * 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

本件に関するお問い合わせ先:

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(公開買付者らに対する日本におけるサービス提供者)

03-5425-8210

以 上